

令和7（2025）年度 第1回 県有財産売払いの 一般競争入札参加要領

入札日：令和7（2025）年6月24日（火）

申込期間：令和7（2025）年3月28日（金）から
令和7（2025）年5月20日（火）まで

【申込み・問合せ先】

〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県経営管理部管財課

財産活用推進室

TEL 028-623-2095

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2ページ
売払い物件について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
入札参加資格について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
一般競争入札による県有財産売払いの流れ・・・・・・・・	3
1 現地説明会・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2 入札参加申込み・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3 入札保証金の納付・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4 入札・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1 日時及び場所・・・・・・・・・・・・・・・・	6
2 入札当日の受付時に必要なもの・・・・・・・・	7
3 入札の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・	7
5 落札者の決定・・・・・・・・・・・・・・・・	8
6 売買契約の締結・・・・・・・・・・・・・・・・	8
7 地権者との協議、売買代金の支払・・・・・・・・	9
1 地権者との協議・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2 売買代金の支払・・・・・・・・・・・・・・・・	9
8 所有権の移転・・・・・・・・・・・・・・・・	9
9 所有権移転登記・・・・・・・・・・・・・・・・	9
10 入札に関する注意事項等・・・・・・・・	10
11 物件に関する注意事項等・・・・・・・・	10
入札参加申込書等の記載例・・・・・・・・	12～17
関係法令等・・・・・・・・	18～22

別添 別記様式第1号～8号

はじめに

この「県有財産売払いの一般競争入札参加要領」には、今回の入札にあたり必要な手続や注意事項等が記載してあります。

入札に参加される方は御一読いただき、内容を十分に御理解、御承諾の上、入札に参加くださいますようお願いいたします。

売払い物件について

今回の入札で売払いを行うのは、以下の物件です。物件の詳細については、「物件調書」を御覧ください。

物件番号	土地の所在	地目	地積	予定価格 (最低売却価格)	備考
1	芳賀郡益子町大字益子字高館 4470 番 4 外 2 筆	山林ほか	10,328 m ²	25,471,000 円	建物付

※ 物件 1 についての注意事項 ※

物件 1 は、県有地 3 筆のほか、益子町及び私人が所有する土地を借り受け、建物及び工作物等の敷地として使用しています（詳細は物件調書参照）。

したがって、落札者は自らの責任において各地権者と協議し、建物・工作物等の敷地として使用している土地の賃借権・地上権・所有権のいずれかを確保する必要があります。また、土地の使用に係る権利の確保状況を、賃貸借契約書（写）の提出等により確認させていただく場合があります。

なお、益子町及び私人が所有する土地の使用に係る権利について、県から落札者への譲渡等はいりません。

入札参加資格について

入札に参加するためには、事前に申込みが必要となります。

なお、入札は、個人でも法人でも参加できますが、次のいずれかに該当する場合は参加できません。

- (1) 「地方自治法」（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 及び「地方自治法施行令」（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号の規定に該当する者及び「県有財産（土地及び建物）売払い一般競争入札事務処理要領」の別表に該当する者
- (3) 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者

一般競争入札による県有財産売払いの流れ

1 現地説明会	・入札物件や入札参加に必要な手続について、現地で説明を行います。
↓	
2 入札参加申込み	受付期間：令和7（2025）年3月28日（金）から 令和7（2025）年5月20日（火）まで
↓	
3 入札保証金の納付	・令和7（2025）年6月23日（月）までに入札保証金を納付していただきます。
↓	
4 入 札	・以下の日程で入札を行います。 令和7（2025）年6月24日（火） （会場：栃木県庁 東館 3階 入札室1） 受付：10:10～10:30 入札開始：10:30～
↓	
5 落札者の決定	・入札終了後、ただちに開札し、落札者を決定します。 ・県の予定価格（最低売却価格）以上の最高価格をもって有効な入札をした方が、落札者になります。
↓	
6 売買契約の締結	・落札者には、令和7（2025）年7月24日（木）に売買契約を締結していただきます。 ・契約保証金として、契約金額（落札金額）の10/100以上の額を契約締結日までに納付していただきます。 ・売買代金以外の契約に必要な費用（収入印紙等）は、落札者の負担となりますので別途御用意ください。
↓	
7 地権者との協議 売買代金の支払	・県が借り受けて使用している土地について、落札者の責任において、各地権者と土地の賃借等に係る協議を行っていただきます。 ・契約金額から契約保証金を差し引いた金額を一括して納付していただきます。
↓	
8 所有権の移転	・売却物件の所有権は、売買代金が完納された時点で移転します。
↓	
9 所有権移転登記	・所有権移転登記の嘱託（登記の申請）は、県で行います。 ・登録免許税等は落札者の負担となるため、別途御用意ください。

1 現地説明会

入札手続や物件の詳細等について、現地で説明を行います（全4回・いずれも同内容）。

現地説明会に参加しなくても入札に参加できますが、入札手続や物件等に関する説明は受けているものとみなして手続を進めます。

(1) 開催予定日時

物件 1	令和 7（2025）年 4 月 22 日（火） ①10:00～ ②14:00～	令和 7（2025）年 4 月 23 日（水） ③10:00～ ④14:00～
------	--	--

※ 説明会は現地集合（時間厳守）で実施します。各回 90 分程度の予定です。

(2) 現地説明会の参加申込み

令和 7（2025）年 4 月 21 日（月）正午までに、電話にて以下の連絡先までお申し込みください。なお、**参加申込みがなかったときは、現地説明会を行いません。**

【連絡先】 栃木県 経営管理部管財課 財産活用推進室
電話番号 028-623-2095

2 入札参加申込み

入札参加に当たっては、事前に申込みが必要となります。

(1) 入札参加申込期間

令和 7（2025）年 3 月 28 日（金）から令和 7（2025）年 5 月 20 日（火）まで

(2) 申込みに必要な書類

- ① 県有財産売払い一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（別記様式第 1 号）
- ② 誓約書（別記様式第 3 号）
- ③ 役員等名簿（別記様式第 3 号の 2） ※③は法人が入札者となる場合のみ提出

①②は、記載例（12～13 ページ及び 15 ページ）を参考に必要事項を記入してください。

記名押印者は、入札者（落札した場合に買受人になる方）です。

なお、各書類等の押印に使用できる印鑑は、次のとおりです。

- ・ **個人**が入札者（買受人）となる場合：**認印**で可
- ・ **法人**が入札者（買受人）となる場合：**代表者印（印鑑登録されている印鑑）**

(3) 申込み方法

① 直接持参する場合

以下の書類提出先まで持参してください。

受付時間：9 時 00 分から 17 時 00 分まで（12 時 00 分から 13 時 00 分までを除く）

なお、土日祝日は、持参による書類の提出を受け付けておりません。

② 郵送する場合

簡易書留で、以下の書類提出先宛て郵送してください。

令和7（2025）年5月20日（火）17時00分までに必着での受付となります。

【書類提出先】

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県 経営管理部管財課 財産活用推進室（県庁本館3階南東側）

(4) 入札参加資格証等の送付

売払いの対象者から暴力団及びその関係者を排除するため、入札参加申込者の情報を警察に照会し、参加資格を確認させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

参加資格の確認が済みましたら、県有財産売払い一般競争入札参加資格証（別記様式第8号）と入札保証金の納入通知書を郵送で交付します。

3 入札保証金の納付

入札に参加される方は、入札保証金を令和7（2025）年6月23日（月）までに、県が発行する納入通知書により納付してください。

なお、この入札保証金については、その受け入れ期間に係る利子は付しません。

入札保証金の領収書は入札当日に必要となりますので、大切に保管してください。

物件番号	入札保証金（予定価格の5%）
1	1,274,000 円

4 入札

1 日時及び場所

(1) 日 時 令和7（2025）年6月24日（火）

入札受付時間及び入札開始時間

物件番号	入札受付時間	入札開始時間（目安）
1	10:10～10:30	10:30～

※ 入札受付時間は厳守願います。入札受付時間終了後の参加はできません。

入札終了後、直ちに開札します。

(2) 入札会場 **栃木県庁 東館 3階 入札室1** (宇都宮市塙田1丁目1番20号)



2 入札当日の受付時に必要なもの

(1) **県有財産売払い一般競争入札参加資格証** (別記様式第8号)

入札保証金の納入通知書と併せて県から郵送されたもの(受付時に回収します)。

(2) **入札保証金の領収書(原本及び写し(1部))**

原本については、内容確認後に返却します。

(3) **委任状(代理人が入札をする場合のみ必要)** (別記様式第2号)

記名押印者は、入札者(買受人)と代理人となります。

記載例(14ページ)を参考にしてください。

【委任状が必要になる場合の例】

- ① 法人が入札者(買受人)として参加する場合において、当該法人の代表権を持っていない方が入札を行う場合
- ② 個人が入札者(買受人)となる場合において、本人とは別の方が入札を行う場合(買受人は夫であるが、入札は妻が行う場合など)
- ③ 共有による取得のため入札者(買受人)が複数になる場合(夫婦での共有を目的として、買受人は夫婦両名となるが、入札は夫(又は妻)が単独で行う場合など)

(4) **入札書** (別記様式第5号)

記名押印者は、入札者(買受人)又は代理人となります。

記載例(16～17ページ)を参考にしてください。

なお、押印する印鑑は、「県有財産売払い一般競争入札参加申込書」又は「委任状」

に押印した印鑑と同じものとします。

委任状により代理人が入札する場合は、入札者の住所・氏名等を記名した上で、代理人が記名押印してください。この場合、入札者の押印は不要です。

(5) **筆記用具**（黒又は青インクのボールペン）※フリクションは不可。

3 入札の注意事項

(1) 受付時に職員が入札参加資格証、入札保証金の領収書（原本及び写し）、委任状（代理人が入札する場合のみ）を確認したことをもって、入札への参加を認めることとします。
それ以外の方は、入札に参加することができません。

(2) 受付を完了した入札者（又は代理人）以外の方は、原則として入札会場への立入りはできません。

(3) 入札を円滑に実施するため、入札者（又は代理人）は担当職員の指示に従うものとします。

(4) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札に参加する資格がない者のした入札

イ 県有財産売払い一般競争入札参加資格証（及び代理人が入札をする場合に添付することとする委任状）を提出していない者のした入札

ウ 入札保証金を納付すべき者が当該入札保証金を納付しなかった場合又は納入通知書により納付した領収書を提示しなかった場合に、その者のした入札

エ 2人以上の入札者の代理をした者のした入札

オ 他の入札者の代理をした者のした入札

カ 同一の入札者が2通以上した入札

キ 入札書の金額を訂正した入札

ク 入札書の記載事項が不明な入札又は入札書に所定の記名若しくは押印のない入札

ケ 入札に当たり他人を脅迫し、その他不正の行為があった者のした入札

コ 入札に関し担当職員の指示に従わなかった者のした入札

サ 酒気を帯びて入場した者のした入札

シ 郵送による入札

ス 著しい反社会的活動を行う等、明らかに県有財産の契約相手方として相応しくないことが判明した者のした入札

セ 前各号に定めるもののほか、特に指定した事項に違反した入札

(5) 入札者（又は代理人）は、入札書（別記様式第5号）に必要事項を記入し、記名押印して所定の入札箱に投入してください。

(6) 一度提出した入札書は、事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しをすることはできません。

5 落札者の決定

- (1) 入札の終了後、入札者（又は代理人）の立会いのもと、直ちに開札を行います。ただし、入札者（又は代理人）が開札に立会わない場合には、当該入札事務に関係のない職員の手立会いのもとで開札を行います。
- (2) **落札者は、県の予定価格（最低売却価格）以上の最高価格をもって有効な入札をした者**とします。ただし、当該最高価格をもって有効な入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに、「くじ」によって落札者を決定します。
なお、「くじ」を辞退することはできません。
- (3) 開札の結果、落札者があるときは落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立会った者に知らせます。

入札保証金の返還等

- (1) 落札者の入札保証金は、契約を締結するまでの間、県でお預かりします。
また、売買契約を締結する際に、契約保証金の一部として充当することができます。
- (2) 落札者以外の入札保証金については、入札日から約2週間後に、入札参加申込書に記載された口座に返還します。

6 売買契約の締結

- (1) 落札者は、**令和7（2025）年7月24日（木）に売買契約を締結**していただきます。
（参考様式：売買契約書（別記様式第6号））
- (2) 落札者は、売買契約締結の際、契約保証金として**契約金額の100分の10以上で県が指定する金額**（入札保証金を契約保証金に充当する場合には、当該金額を控除した金額）を県が発行する納入通知書により**売買契約締結までに納付**していただきます。
なお、この契約保証金については、その受け入れ期間に係る利子は付しません。
- (3) **契約締結時に契約保証金の領収書（原本）を持参**してください。
- (4) 契約書の押印に使用できる印鑑は、次のとおりです。
 - ・ **個人**が契約者となる場合：**認印**で可
 - ・ **法人**が契約者となる場合：**代表者印（印鑑登録されている印鑑）**
- (5) 落札者が期限までに契約を締結しない場合、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、県に帰属することになりますので、御注意ください。
- (6) 落札者は、この要領に記載の事項について、承諾の上、売買契約を締結するものとします。

7 地権者との協議、売買代金の支払

1 地権者との協議

落札者は、売却対象の建物・工作物等が存在する土地（売払い物件を除く）について、売払い物件の引渡しと同時に各土地の賃借権・地上権・所有権のいずれかを取得できるよう、落札者自らの責任において各地権者と協議を行っていただきます。

落札者が各地権者との間で締結した契約書等により、土地の使用に係る権利の確保状況について確認させていただく場合があります。

2 売買代金の支払

- (1) 売買代金から契約保証金を差し引いた金額について、県が作成する納入通知書により、その**発行日の翌日から令和7（2025）年9月22日（月）までに一括**で納付していただきます。
- (2) 契約保証金は、納入通知書に記載された期限までに記載された金額を納付したときには、売買代金の一部に充当するものとします。
- (3) 落札者が、納入通知書に記載された期限までに記載された金額を納付しないときは、契約を解除し、契約保証金は県に帰属することになりますので御注意ください。

〔入札保証金 50 万円、契約金額（落札額）1,000 万円、契約保証金 100 万円の場合の例〕

①入札保証金 50 万円 (入札時に納付)	②契約保証金 100 万円 (①入札保証金を充当した場合、契約時に 50 万円を納付)	③売買代金 1,000 万円 (契約後 20 日以内に 900 万円を納付)
← 充当することが できます。 →		
← 充当します。 →		

8 所有権の移転

売却物件の所有権は、売買代金が完納されたときに移転するものとし、所有権が移転したときに現状のまま物件の引渡しがあったものとします。

引渡しを受けたときは、県有財産受領書（別記様式第7号）を提出してください。

9 所有権移転登記

所有権移転登記の嘱託（登記の申請）は、売買代金が完納されたことを確認した後、県で

行います。

登記完了後に登記識別情報通知を交付しますので、交付を受けたときは受領書（別記様式第7号の2）を提出してください。

10 入札に関する注意事項

- (1) **売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税等その他契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担**になります。
- (2) **入札結果**（申込者数、落札金額、落札者（個人・法人の別））**については、入札後2週間以内に県ホームページで公表**します。なお、**落札者が法人の場合は法人名を公表**します。
- (3) この要領に定めのない事項については、すべて地方自治法、同法施行令、栃木県財務規則及び栃木県公有財産事務取扱規則の定めるところによって処理します。

11 物件に関する注意事項等

(1) 物件の品質に関する注意事項

- ア 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書を御参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。物件調書と現状が異なる場合には、現状を優先します。
- イ 物件によっては、上下水道設備やガス設備等が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していない場合があります。これらの設備の品質は保証できません。これら敷設設備の補修・移設・改修・撤去等については、その費用負担も含め、県は対応しません。
- ウ 現状での引渡しのため、フェンス等の工作物や存置してある構造物の撤去・改築、草木の除草・伐採等が必要な場合は、落札者の負担で実施してください。
- エ 物件及び隣接地の擁壁・塀・樹木等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります。越境物の移設・撤去等については、その費用負担も含め、県は対応しません。
- オ 物件の敷地内に電柱や道路標識、ゴミ置き場等がある場合は、現状での引渡しとなるため、移設・撤去の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。
- カ **埋設物調査は実施していませんので、埋設物（ガラ・碎石・切り株など）が存在している可能性があります。**埋設物が発見された場合の撤去等については、その費用負担も含め、県は対応しません。
- キ 物件調書に特段の記載のない限り、土壌汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は実施していません。売払い物件について土壌汚染やアスベスト等に関する調査を実施する場合については、その費用負担も含め、県は対応しません。
- ク 新たな建物を建築する場合等は、建築基準法、文化財保護法及び県又は市町の条例等

により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関に御確認ください。

ケ 物件によって、敷地内に建物や工作物等が存する状態での売却となりますが、経年劣化による破損等が見られる場合があります。現状での引渡しとなるため、これらの補修・移設・改修・撤去等については、その費用負担も含め、県は対応しません。

(2) 売買契約に関する注意事項

ア 現状での引渡しのため、公有財産の数量、種類又は品質等に関する不適合があっても、県はその責任を負いません。

イ 落札者は、物件の引渡しの日から5年間、財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業その他これに類する業の用に、また、物件の引渡しの日から10年間、財産を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所、同条第6号に規定する暴力団員の住居その他これらに類するものの用に使用することはできません。

ウ 県は、上記イの履行状況を確認するため、随時売買土地の使用状況等を実地調査し、又は報告を求める場合があります。

エ 上記イに違反した場合及び上記ウの実地調査等を拒んだ場合には、契約を解除し違約金を請求する場合があります。

【記載例】個人が入札者（買受人）となる場合

県有財産売払い一般競争入札参加申込書 兼
入札保証金返還請求書 兼 口座振替依頼書

令和〇〇年〇月〇〇日

栃木県知事 福田 富一 様

県有財産売払い一般競争入札参加申込書

県有財産売払いの一般競争入札に参加したい 戸籍上の性別を○で囲んでください。

1 申込者

住所 (又は所在地)	〒〇〇〇-〇〇〇〇 Tel (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇 宇都宮市塙田 1-1-20	性別 男・女
フリガナ	トチギ タロウ	生年月日 昭和 〇年〇月〇日
氏名(又は名称 及び代表者名)	栃木 太郎	印 栃木
連名者(共有の場合)	住所(又は所在地) フリガナ 氏名(又は名称 及び代表者名)	性別 男・女 生年月日 年 月 日
備考	住所・氏名等は正確に記入してください。 押印もれに注意してください。	

注 連名者の欄には、共有による買受け（取得）を希望する場合に記入してください。

2 参加を希望する入札物件

物件番号	物件の所在地
第 1 号物件	芳賀郡益子町大字益子字高館 4470 番 4 外 2 筆

入札保証金返還請求書 兼 口座振替依頼書

返還事由が生じた場合、入札保証金を下記口座へ返還してください。
なお、返還は入金後、翌営業日までに返還されることとなります。

氏名・名称の後に押印してください。

通帳を確認し正確に記入してください。

入札保証金の返還請求者	住所(所在地)	宇都宮市塙田 1-1-20
氏名・名称	栃木 太郎	印 栃木
振込先 金融機関	〇×銀行	預金種目 普通 当座
		口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇
支店名	△△支店	口座名義人 (申込者名義に限る)
		フリガナ トチギ タロウ
		氏名・名称 栃木 太郎

注 共有名義の場合、共有者を代表する者の口座を記載してください。

【記載例】法人が入札者（買受人）となる場合

県有財産売払い一般競争入札参加申込書 兼
入札保証金返還請求書 兼 口座振替依頼書

令和〇〇年〇月〇〇日

栃木県知事 福田 富一 様

県有財産売払い一般競争入札参加申込書

県有財産売払い

住所・氏名等は正確に記入してください。押印もれに注意してください。

代表者の戸籍上の性別、
生年月日を記入してください。

1 申込者

住所 (又は所在地)	〒〇〇〇-〇〇〇〇 Tel (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇 宇都宮市塙田 1-1-20	性別 男・女
フリガナ	カブシカイシャ トキダ ケイヨウトリシマリヤク トキダ タロウ	生年月日
氏名(又は名称 及び代表者名)	株式会社 栃木 代表取締役 栃木太郎	昭和〇年〇月〇日
連名者(共有の場合)	住所 (又は所在地)	性別 男・女
	フリガナ	生年月日
	氏名(又は名称 及び代表者名)	年 月 日
	住所 (又は所在地)	性別 男・女
	フリガナ	生年月日
	氏名(又は名称 及び代表者名)	年 月 日
備考		

注 連名者の欄には、共有による買受け（取得）を希望する場合に記入してください。

2 参加を希望する入札物件

物件番号	物件の所在地
第 1 号物件	芳賀郡益子町大字益子字高館 4470 番 4 外 2 筆

入札保証金返還請求書 兼 口座振替依頼書

返還事由が生じた場合、入札保証金を下記口座へ返還してください。
なお、返還に

氏名・名称の後に押印してください。

通帳を確認し正確に記入
してください。

入札保証金の返還請求者	住所(所在地)	宇都宮市塙田 1-1-20
	氏名・名称	㈱栃木 代表取締役 栃木太郎
振込先 金融機関	〇×銀行	預金種目 普通
		口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇
支店名	△△支店	口座名義人 フリガナ カトキダ ケイヨウトリシマリヤク トキダ タロウ
		氏名・名称 ㈱栃木 代表取締役 栃木 太郎

注 共有名義の場合、共有者を代表する者の口座を記載してください。

【記載例】代理人が入札する場合

委 任 状

忘れずに記入してください。

令和〇〇年〇月〇〇日

栃木県知事 福田 富一 様

住所（又は所在地） **宇都宮市塙田 1－1－20**

氏名（又は名称） **株式会社 栃木**
代表取締役 栃木太郎
及び代表者名）

代 表
取締役

私は、下記の者を代理人と定め、以下の権限を委任します。

記

1 受任者

受任者の個人住所を記入してください。
法人の住所ではありません。

（住所） **宇都宮市塙田 1－489**

（氏名） **管財 花子**

管
財

忘れずに押印してください。

2 委任事項

令和7（2025）年6月24日に実施する県有財産売払い一般競争入札（第1号物件）に関する一切の権限

【記載例】個人・法人共通

誓 約 書

私、又は当社（当団体）は、下記の事項について誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報
報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 現在、地方自治法第238条の3及び地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者ではありません。
- 2 過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当したことはありません。
- 3-1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当する者ではありません。
- 3-2 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していません。
- 3-3 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団又は暴力団員の維持、運営に協力し、若しくは関与していません。
- 3-4 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していません。
- 3-5 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していません。
- 4 無差別大量殺人行為を行った団体の規制
条の規定による観察処分を受けた団体及び

令和〇〇年〇〇月〇〇日

日付を忘れずに記入してください。

氏名（又は名称
及び代表者名）

栃木 太郎

栃
木

氏名・名称の後に押印してください。
法人の場合、法人名及び代表者名を
記入し、代表者印を押印してください。

【記載例】入札者（買受者）本人が入札する場合

入 札 書

忘れずに記入してください。

令和〇〇年〇月〇〇日

栃木県知事 福田 富一 様

住所・氏名は正確に記入してください。
押印もれに注意してください。入札者 住所（又は所在地）**宇都宮市塙田 1－1－20**

氏名（又は名称

及び代表者名）**栃木 太郎**

（代理人※） 氏 名

栃
木

印

入札参加申込書に押印したものと同一印鑑

数字をはっきりと記入し、数字の頭に
「¥」を記入してください。単位誤り
がないよう、十分確認してください。※ 代理人による入札の場合のみ、代理人の記名及び押印が
必要です。この場合、入札者（委任者）の住所及び氏名の記
載は必要となりますが、入札者の押印は不要です。

1 入 札 金 額

十億	百万	千	円
¥	10	000	000

2 入 札 保 証 金

¥ **500,000**－

3 入 札 物 件

物件番号	土 地 の 所 在	地 目	地 積 (㎡)
1	芳賀郡益子町大字益子字高館4470番4外2筆	山林ほか	10,328

上記のとおり、地方自治法、同法施行令、栃木県財務規則及び栃木県公有財産事務取扱規則を遵守し、入札及び契約に関する事項（物件調書を含む）を承認の上、入札いたします。

【記載例】 代理人が入札する場合

入 札 書

忘れずに記入してください。

令和〇〇年〇月〇〇日

栃木県知事 福田 富一 様

住所・氏名は正確に記入してください。
押印もれに注意してください。入札者 住所（又は所在地） **宇都宮市塙田 1-1-20**氏名（又は名称） **株式会社 栃木**
代表取締役 栃木太郎
及び代表者名）

印不要

（代理人※） 氏 名 **管財 花子**

管財

委任状に押印された代理人の印と同じもの

※ 代理人による入札の場合のみ、代理人の記名及び押印が必要
です。この場合、入札者の押印は不要です。

1 入 札 金 額

	¥	1	0	0	0	0	0	0	0
十億		百万		千		円			

2 入 札 保 証 金

¥ **500,000-**

3 入 札 物 件

数字をはっきりと記入し、数字の頭に「¥」を記入してください。単位誤りがないよう、十分確認してください。

物件番号	土 地 の 所 在	地 目	地 積 (㎡)
1	芳賀郡益子町大字益子字高館4470番4外2筆	山林ほか	10,328

上記のとおり、地方自治法、同法施行令、栃木県財務規則及び栃木県公有財産事務取扱規則を遵守し、入札及び契約に関する事項（物件調書を含む）を承認の上、入札いたします。

関係法令等

○ 地 方 自 治 法 施 行 令 （ 抄 ）

（随意契約）

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

（略）

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

（略）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○ 地 方 自 治 法 （ 抄 ）

（契約の履行の確保）

第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

（略）

（職員の行為の制限）

第238条の3 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

（略）

（指定）

第三条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、暴力団が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該暴力団を、その暴力団員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれが大きい暴力団として指定するものとする。

第四条 公安委員会は、暴力団（指定暴力団を除く。）が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該暴力団を指定暴力団の連合体として指定するものとする。

（略）

第三十二条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- 一 指定暴力団員
- 二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- 三 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの
- 四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

○ 県有財産（土地及び建物）売払い一般競争入札事務処理要領

別表（第4条第2号関係）

1	自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者
2	暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団又は暴力団員の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
3	暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
4	暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められる者

○ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（抄）

（観察処分）

第5条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、次の各号に掲げるいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、3年を越えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。

- 一 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。
- 二 当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一部が当該団体の役職員又は構成員であること。
- 三 当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員（団体の意志決定に関与し得る者であって、当該団体の事務に従事するものをいう。以下同じ。）であった者の全部又は一部が当該団体の役員であること。
- 四 当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があること。

（略）

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（抄）

（用語の意義）

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 キヤバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
- 二 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）
- 三 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの
- 四 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
- 五 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

2 この法律において「風俗営業者」とは、次条第一項の許可又は第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けて風俗営業を営む者をいう。

3 この法律において「接待」とは、歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすことをいう。

4 この法律において「接待飲食等営業」とは、第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する営業をいう。

5 この法律において「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。

6 この法律において「店舗型性風俗特殊営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 浴場業（公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第一条第一項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業
- 二 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（前号に該当する営業を除く。）
- 三 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定するものをいう。）として政令で定めるものを経営する営業
- 四 専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。以下この条において同じ。）の用に供する政令で定める施設（政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。）を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業
- 五 店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業
- 六 前各号に掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として政令で定めるもの

7 この法律において「無店舗型性風俗特殊営業」とは、次の各号のいずれかに該当する

営業をいう。

一 人の住居又は人の宿泊の用に供する施設において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

二 電話その他の国家公安委員会規則で定める方法による客の依頼を受けて、専ら、前項第五号の政令で定める物品を販売し、又は貸し付ける営業で、当該物品を配達し、又は配達させることにより営むもの

8 この法律において「映像送信型性風俗特殊営業」とは、専ら、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる営業で、電気通信設備を用いてその客に当該映像を伝達すること（放送又は有線放送に該当するものを除く。）により営むものをいう。

9 この法律において「店舗型電話異性紹介営業」とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。次項において同じ。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。以下同じ。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによつて営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう。

10 この法律において「無店舗型電話異性紹介営業」とは、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対し、会話の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて他の一方の者に取り次ぐことによつて営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含むものとし、前項に該当するものを除く。）をいう。

11 この法律において「特定遊興飲食店営業」とは、ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営むものに限る。）で、午前六時後翌日の午前零時前の時間においてのみ営むもの以外のもの（風俗営業に該当するものを除く。）をいう。

12 この法律において「特定遊興飲食店営業者」とは、第三十一条の二十二の許可又は第三十一条の二十三において準用する第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けて特定遊興飲食店営業を営む者をいう。

13 この法律において「接客業務受託営業」とは、専ら、次に掲げる営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業をいう。

一 接待飲食等営業

二 店舗型性風俗特殊営業

三 特定遊興飲食店営業

四 飲食店営業（設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けて営むものをいい、前三号に掲げる営業に該当するものを除く。以下同じ。）のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業（営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。以下「酒類提供飲食店営業」という。）で、午前六時から午後十時までの時間においてのみ営むもの以外のもの